

愛知県住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録基準 (平成31年4月1日改正)

申請者	・個人又は法人		
登録住宅の単位	・住戸ごとに登録（申請は建築物ごと）		
入居を拒まない住宅確保要配慮者	<p>・登録の際に入居を拒まない住宅確保要配慮者の属性等を選択することも出来ます。</p> <p>○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「法」という。）第2条第1項第1号から第5号で定める者</p> <p><input type="checkbox"/> 低額所得者 <input type="checkbox"/> 被災者（発生日から3年未満） <input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 子ども（高校生相当以下）を養育している者</p> <p>○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第3条第1号から第10号で定める者</p> <p><input type="checkbox"/> 外国人 <input type="checkbox"/> 中国残留邦人等 <input type="checkbox"/> 児童虐待を受けた者 <input type="checkbox"/> ハンセン病療養所入所者等 <input type="checkbox"/> DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者 <input type="checkbox"/> 帰国被害者等 <input type="checkbox"/> 犯罪被害者等 <input type="checkbox"/> 保護観察対象者等 <input type="checkbox"/> 生活困窮者自立支援法の援助を受けている者 <input type="checkbox"/> 国土交通大臣が指定する災害の被災者</p> <p>○規則第3条第11号の規定に基づき、愛知県賃貸住宅供給促進計画で定めた者</p> <p><input type="checkbox"/> 海外からの引揚者 <input type="checkbox"/> 新婚世帯 <input type="checkbox"/> 原子爆弾被爆者 <input type="checkbox"/> 戦傷病者 <input type="checkbox"/> 児童養護施設退所者 <input type="checkbox"/> LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー） <input type="checkbox"/> U I J ターンによる転入者 <input type="checkbox"/> 住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者 <input type="checkbox"/> 失業者 <input type="checkbox"/> 一人親世帯 <input type="checkbox"/> 低額所得者（法第2条第1号に該当する者）の親族と生計を一にする学生</p>		
規模・構造・設備等の基準	一般の賃貸住宅	①(1)床面積が25㎡以上（共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えることにより各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合は、18㎡以上）	法第10条第1項第1号規則第11条
		①(2)2019年3月31日以前に工事完了された賃貸住宅でバリアフリーに配慮した場合に限り、各戸の床面積が18㎡以上（※）	規則第15条
		②消防法若しくは建築基準法又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反しないもの	法第10条第1項第2号規則第12条第1項第1号イ
		③地震に対する安全性に係る建築基準法関係規定に適合又はこれに準ずるもの	法第10条第1項第2号規則第12条第1項第1号ロ
規模・構造・設備等の基準	共同居住型賃貸住宅（シェアハウス）	①住宅全体の床面積が15㎡×A+10㎡以上であること（Aは、共同居住型賃貸住宅の入居者の定員、A≥2）	法第10条第1項第1号規則第11条ただし書き国土交通省告示第941号
		②共同居住型賃貸住宅のうち住宅確保要配慮者円滑入居住宅である部分にあっては、定員を1人として、専用部分の床面積（収納設備が備えられている場合は含む）が9㎡以上であること	法第10条第1項第1号規則第11条ただし書き国土交通省告示第941号
		③消防法若しくは建築基準法又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反しないもの	法第10条第1項第2号規則第12条第1項第1号イ
		④地震に対する安全性に係る建築基準法関係規定に適合又はこれに準ずるもの	法第10条第1項第2号規則第12条第1項第1号ロ
		⑤共用部分に、居間、食堂、台所、便所、洗面設備、浴室又はシャワー室、洗濯室又は洗濯場を設けること	法第10条第1項第2号規則第12条第1項第2号ロ国土交通省告示第941号
		⑥入居者の定員(A)を5で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）に相当する人数が一度に利用するのに必要な便所、洗面設備及び浴室又はシャワー室を設けること	法第10条第1項第2号規則第12条第1項第2号ロ国土交通省告示第941号
その他の基準	その他の基準	①特定の者について不当に差別的なものでないこと	法第10条第1項第3号規則第13条
		②入居することができる者が著しく少数となるものでないこと	法第10条第1項第3号規則第13条
		③家賃が近傍同種の住宅の家賃と均衡を失しないこと	法第10条第1項第4号規則第14条
		④国が定める基本方針や地方公共団体が定める供給促進計画に照らし適切であること	法第10条第1項第5号

(備考)

- (※)規則第15条の規定に基づき、愛知県賃貸住宅供給促進計画の策定による登録基準の緩和をしています。
- 国が実施している改修費に対する補助金を受けようとする場合は、住宅確保要配慮者の専用の賃貸住宅として登録する必要があるなど、別途条件がありますのでご注意ください。